

## 科学知総合研究所 細則

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、科学知総合研究所定款（以下「定款」という）に定めのあるもののほか、この団体の運営に関し必要な事項について定める。

### 第2章 部会・テーマ研究会

(部会)

第2条 この団体は、定款第3条の目的を達成するための活動の場として必要な部会を置くことができる。

2 部会の設置、廃止は理事会の議決を経て行う。

(部会リーダー)

第3条 各部会に部会リーダーを置く。部会リーダーは、理事会の議決を経て、理事長が任命する。

2 部会リーダーの任期は、当該事業年度の末日までとし、再任を妨げない。

3 部会リーダーは、部会、および部会内に設置される第5条に基づくテーマ研究会の管理、運営を行う。

(部会サブリーダー)

第4条 部会リーダーの任務を補佐するために、各部会に部会サブリーダーを若干名置くことができる。部会サブリーダーは、理事会の議決を経て、理事長が任命する。

2 部会サブリーダーの任期は、当該事業年度の末日までとし、再任を妨げない。

(テーマ研究会)

第5条 この団体は、定款第3条の目的を達成するための具体的な研究の場として必要なテーマ研究会を部会の下に置くことができる。

2 テーマ研究会には、正会員が参加資格を持つ。

3 テーマ研究会の設置は、会員（複数であってよい）の提案によって、理事会の議決を経て行う。このとき、提案した会員は、テーマ研究会に参加するものとする。

4 会員は、テーマ研究会に参加する全会員の承認のもとテーマ研究会に参加できる。

5 本条第3項、第4項に基づきテーマ研究会へ参加するに至った賛助会員は、第12条に定める正会員への再入会を行うものとする。

6 テーマ研究会の廃止は、理事会の議決を経て行う。

### 第3章 情報管理

(秘密情報)

第6条 秘密情報とは、次の各号の一に該当するものをいう。

(1) 会員より開示若しくは提供を受け又は知り得た情報であって、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用なものあるいは未公開の研究成果

(2) この団体での研究活動などによる活動によって得られた研究成果で、公表されていない情報

2 この団体は、秘密情報を適切に管理する。

(テーマ研究会秘密情報)

第7条 テーマ研究会秘密情報とは、各テーマ研究会の活動で発生した秘密情報をいう。

2 テーマ研究会秘密情報の開示範囲は、当該テーマ研究会の参加会員とする。

(部会秘密情報)

第8条 部会秘密情報とは、各部会の活動で発生した秘密情報で、テーマ研究会秘密情報でないものをいう。

2 部会秘密情報の取り扱い、第9条に定める団体秘密情報に準ずるものとする。

(団体秘密情報)

第9条 団体秘密情報とは、次のものをいう。

(1) この団体の活動で発生した秘密情報で、テーマ研究会秘密情報あるいは部会秘密情報でないもの

(2) テーマ研究会秘密情報のうち、そのテーマ研究会の参加会員全員の合意によって、団体秘密情報として扱うことに合意した秘密情報

2 団体秘密情報の開示範囲は、この団体の会員とする。

(秘密情報の公開)

第10条 秘密情報は、次の場合公開してもよい。

- (1) 第6条第1号に該当する秘密情報で、開示もしくは提供を行った会員が公開に合意した場合
- (2) 第6条第2号に該当するテーマ研究会秘密情報で、その秘密情報を保有するテーマ研究会の参加会員全員が公開に合意した場合
- (3) 第6条第2号に該当する団体秘密情報で、理事会が公開を議決した場合

(非会員への開示)

第11条 会員は、この団体における研究活動にあたって、非会員に秘密情報を開示する必要があると判断し、当該非会員が秘密保持誓約書(様式B)を理事長に提出した場合、当該研究活動を遂行する上で必要な秘密情報を当該非会員に開示することができる。

(議事録)

第12条 この団体での非公開活動においては、必要に応じて適切な議事録を作成するものとする。

2 前項に従い作成された議事録は、事務局でその写しを保存する。保存期間は、原則として、議事録作成から5年間とする。

#### 第4章 会員

(秘密保持誓約書)

第13条 会員は、この団体の非公開活動に参加するにあたり、秘密保持誓約書(様式A)を理事長に提出しなければならない。

(テーマ研究会参加覚書)

第14条 テーマ研究会に参加する会員は、あらかじめテーマ研究会参加覚書(様式C)を理事長に提出しなければならない。

(正会員への再入会)

第15条 賛助会員は、正会員として再入会できる。

2 再入会した会員は、賛助会員と正会員の会費の差額を納入しなければならない。

#### 第5章 雑則

(会誌)

第16条 この団体は、原則年1回会誌を発行し、会員に配布する。

(改廃)

第17条 この細則の改廃は、理事会が行う。

#### 附 則

1. この細則は、この団体の成立の日から施行する。

##### (別表1) 役員

理事長	小宮啓義
副理事長	大場隆之
副理事長	財満鎮明
理事	中島幸一
理事	南 眞嗣
理事	町田英明
理事	荒井一尚
理事	益 一哉
理事	森田瑞穂
監事	福田琢也

##### (別表2) 入会金・年会費

入会金	正会員(個人・団体)	0円
	賛助会員(個人・団体)	0円
年会費	正会員(個人)	30,000円
	正会員(団体)	300,000円

賛助会員（個人） 一口 20,000 円（一口以上）  
賛助会員（団体） 一口 200,000 円（一口以上）

（別表3）部会・部会リーダー・部会サブリーダー・テーマ研究会

1. 笑える部会  
部会リーダー：南真嗣  
部会サブリーダー：益一哉、中島幸一
2. 快適な生活部会  
部会リーダー：荒井一尚  
部会サブリーダー：森田瑞穂
3. 地球共生部会  
部会リーダー：町田英明  
部会サブリーダー：財満鎮明

## 秘密保持誓約書

\_\_\_\_\_ (以下「甲」という。)は、特定非営利活動法人科学知総合研究所 (以下、この法人という)での活動において、この法人の定款第3条の目的の範囲内で、この法人の会員(以下、乙という)から開示された秘密情報を以下のとおり取り扱うことを誓約する(以下、本誓約という)。

### (定義)

第1条 本誓約において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

一 「秘密情報」とは、本項第二号及び第三号規定の技術情報および事業情報の全てを総称していう。

二 「技術情報」とは、次に掲げるものをいう。

イ 甲が乙からこの法人の活動で開示された技術的情報であって、秘密である旨の表示がなされている資料に記録されたもの(書類、電子データを格納した電子媒体等の有体物)。

ロ 甲が乙からこの法人の活動で開示された技術的情報であって、口頭で開示され、かつ開示に際し秘密である旨明示され、開示後30日以内に書面で通知されたもの。

三 「事業情報」とは、次に掲げるものをいう。

イ 甲が乙からこの法人の活動で開示された乙の事業、運営等に係る技術情報以外の情報であって、秘密である旨の表示がなされている資料に記録されたもの(書類、電子データを格納した電子媒体等の有体物)。

ロ 甲が乙からこの法人の活動で開示された乙の事業、運営等に係る技術情報以外の情報であって、口頭で提示され、かつ開示に際し秘密である旨明示され、開示後30日以内に書面で通知されたもの。

2 前項に基づき定義された秘密情報は、次の各号の一に該当することが客観的に立証できる情報は、含まないものとする。

一 相手方から開示を受ける前に既に保有し、または第三者から秘密保持の義務を負うことなく入手していたもの。

二 相手方から開示を受ける前に既に公知または公用となっているもの。

三 相手方から開示を受けた後に当事者の責によらず公知となったもの。

四 相手方から開示を受けた後に、正当な権限を有する第三者から、秘密保持の義務を負うことなく入手したもの。

五 書面により相手方から事前の承諾を得たもの。

( 目的外使用の禁止 )

第 2 条 甲は、この法人の定款第 3 条の目的以外に秘密情報を使用しないものとする。

( 秘密保持 )

第 3 条 甲は、秘密情報について、厳に秘密を保持するものとし、書面による相手の承諾なくして、第三者に漏洩しないものとする。

2 本誓約の内容及びその締結の事実は、前項に準じて秘密保持されるものとする。

( 秘密事項の管理及び義務 )

第 4 条 甲は、本秘密情報を厳重に管理する。

2 甲は、本検討に携わる乙以外の協力者に対してのみ、本秘密情報を開示するものとし、開示に際し、本秘密情報が秘密を保持すべき事項であることを明示するとともに、それぞれ自己が本誓約に基づき負うと同様の義務を当該協力者が負うことにつき一切の責任を負う。

( 複製の制限 )

第 5 条 甲は、本件目的の範囲を超える目的のために秘密情報の一部または全部を複製してはならない。

( 発明等の取扱 )

第 6 条 甲が乙から開示された秘密情報に基づいて発明、考案、または意匠の創作等 ( 以下「発明等」という。 ) をなしたときは、甲は、直ちに乙に対し通知するものとし、権利の帰属、取扱い等について別途協議の上決定する。

( 損害賠償等 )

第 7 条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により乙の秘密情報を漏洩した場合には、乙に対する損害賠償責任を負い、本秘密情報を記載した書類の回収等の適切な処置を講ずるとともに、本秘密情報の漏洩を最小限にとどめるよう善後措置に最善を尽くすものとする。

( 誓約期間 )

第 8 条 本誓約は、本誓約締結からこの法人を退会するまでとする。

( 有効期間 )

第 9 条 前条の規定にかかわらず、第 2 条、第 3 条、第 4 条および第 5 条の規定は、本誓

特定非営利活動法人科学知総合研究所細則様式 A

約の終了後 3 年間有効とする。

( 協議 )

第 1 0 条 本誓約に定めのない事項及び本誓約の条項に関し疑義を生じた場合は、 甲乙協議の上、互譲協調の精神をもってその解決にあたるものとする。

本誓約締結の証として、誓約書正本 1 通を作成し、この法人の事務局が保有する。写しを甲が保有する。

2 0 0 年 月 日

特定非営利活動法人科学知総合研究所

理事長 殿

甲

## 秘密保持誓約書

\_\_\_\_\_ (以下「甲」という。)は、科学知総合研究所 (SKIL) での活動において、本件目的の範囲内で、本件目的に参画するメンバー (以下、乙という) から開示された秘密情報を以下のとおり取り扱うことを誓約する (以下、本誓約という)。

### (定義)

第 1 条 本誓約において使用する秘密情報とは、本項第一号及び第二号規定の技術情報および事業情報の全てを総称している。

一 技術情報とは、次のものをいう。

イ 甲が乙から本誓約に係り開示された技術的情報であって、秘密である旨の表示がなされている資料に記録されたもの (書類、電子データを格納した電子媒体等の有体物)。

ロ 甲が乙から本誓約に係り開示された技術的情報であって、口頭で開示され、かつ開示に際し秘密である旨明示され、開示後 30 日以内に書面で通知されたもの。

二 事業情報とは、次のものをいう。

イ 甲が乙から本誓約に係り開示された乙の事業、運営等に係る技術情報以外の情報であって、秘密である旨の表示がなされている資料に記録されたもの (書類、電子データを格納した電子媒体等の有体物)。

ロ 甲が乙から本誓約に係り開示された乙の事業、運営等に係る技術情報以外の情報であって、口頭で提示され、かつ開示に際し秘密である旨明示され、開示後 30 日以内に書面で通知されたもの。

2 前項に基づき定義された秘密情報は、次の各号の一に該当することが客観的に立証できる情報は、含まないものとする。

一 相手方から開示を受ける前に既に保有し、または第三者から秘密保持の義務を負うことなく入手していたもの。

二 相手方から開示を受ける前に既に公知または公用となっているもの。

三 相手方から開示を受けた後に当事者の責によらず公知となったもの。

四 相手方から開示を受けた後に、正当な権限を有する第三者から、秘密保持の義務を負うことなく入手したもの。

五 書面により相手方から事前の承諾を得たもの。

### (目的外使用の禁止)

第 2 条 甲は、本件目的以外に秘密情報を使用しないものとする。

( 秘密保持 )

第 3 条 甲は、秘密情報について、厳に秘密を保持するものとし、書面による相手の承諾なくして、第三者に漏洩しないものとする。

2 本誓約の内容及びその締結の事実は、前項に準じて秘密保持されるものとする。

( 秘密事項の管理及び義務 )

第 4 条 甲は、本秘密情報を厳重に管理する。

2 甲は、本検討に携わる乙以外の協力者に対してのみ、本秘密情報を開示するものとし、開示に際し、本秘密情報が秘密を保持すべき事項であることを明示するとともに、それぞれ自己が本誓約に基づき負うと同様の義務を当該協力者が負うことにつき一切の責任を負う。

( 複製の制限 )

第 5 条 甲は、本件目的の範囲を超える目的のために秘密情報の一部または全部を複製してはならない。

( 発明等の取扱 )

第 7 条 甲が乙から開示された秘密情報に基づいて発明、考案、または意匠の創作等（以下「発明等」という。）をなしたときは、甲は、直ちに乙に対し通知するものとし、権利の帰属、取扱い等について別途協議の上決定する。

( 損害賠償等 )

第 8 条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により乙の秘密情報を漏洩した場合には、乙に対する損害賠償責任を負い、本秘密情報を記載した書類の回収等の適切な処置を講ずるとともに、本秘密情報の漏洩を最小限にとどめるよう善後措置に最善を尽くすものとする。

( 誓約期間 )

第 9 条 本誓約は、2004年5月11日から本件目的が終了する日までとする。ただし、甲乙合意の上、延長できるものとする。

( 有効期間 )

第 10 条 前条の規定にかかわらず、第 2 条、第 3 条、第 4 条および第 5 条の規定は、本誓約の終了も不正競争防止法上の営業秘密の要件を満たしている限り有効とする。



( 誓約終了時の措置 )

第 1 1 条 甲及び乙は、本誓約が終了した場合、直ちに秘密情報の全てを相手方の指示に従って返却または破棄するものとする。ただし、保管のためのみの複製 1 部を除く。

( 協議 )

第 1 2 条 本誓約に定めのない事項及び本誓約の条項に関し疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、互譲協調の精神をもってその解決にあたるものとする。

本誓約締結の証として、誓約書正本 1 通を作成し、SKIL事務局が保有する。写しを甲が保有する。

2 0 0 年 月 日

甲

## 覚書（案）

（ ）(以下、「甲」という)と特定非営利活動法人科学知総合研究所（Science Knowledge Integration Laboratory）以下、「乙」という)とは、甲が、乙の細則（以下「細則」という）第5条に基づき乙の主催する小部会（細則別表2に記載された小部会、以下、本小部会という）に参加するにあたり、次のとおり契約（以下、本覚書という）を締結する。

### 第1条（目的）

本覚書は、本小部会に参加するにあたり基本となる事項を定め、本小部会が円滑に実施されることを目的として作成するものとする。

### 第2条（定義）

1. 「本会員」とは、法人、個人を問わず、本覚書を締結し本小部会に参加するすべてのものをいう。
2. 「本理事会」とは、別途乙の定款（以下「定款」という）に定められた理事会をいう。
3. 「発明等」とは、発明、考案、意匠創作および回路配置の創作をいう。
4. 「本活動」とは、本小部会の目的を達成する為に本会員間にて行われるすべての活動をいう。
5. 「技術情報」とは、「発明等」、ノウハウ、ソフトウェア等の著作物を含む、財産的価値を有するすべての技術情報をいう。
6. 「既存技術」とは、本覚書締結以前に本会員が既有、または本覚書締結後に本活動とは独立して本会員に所有もしくは支配された技術（「産業財産権」を除く）をいう。
7. 「本特許権」とは、国内外を問わず特許権、実用新案権及び意匠権、並びにこれらの出願中のものをいう。
8. 「共同成果」とは、本活動の過程において本会員により取得された技術（「産業財産権」を除く）をいう。
9. 「知的財産権」とは、「技術情報」に関するすべての権利をいい、「発明等」に関する特許を受ける権利、実用新案権登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利および回路配置利用権の設定登録を受ける権利、「特許権等」、ノウハウに関する権利ならびに著作権を含むものとする。

### 第3条（本小部会の実施）

1. 乙は、本小部会の開催運営等を行い、本小部会の目的を達成する為に本会員と協力しながら本活動を遂行するものとする。
2. 本会員は、本活動の為に必要と考えられる各々所有する技術情報を相互に開示または提供し、本小部会に定める目的を達成する為に乙および各々の本会員と協力しながら本活動を遂行するものとする。

### 第4条（成果等の帰属と取り扱い）

1. 本活動の実施期間中、本会員間において開示または提供された技術情報のうち、本覚書締結以前に本会員各々において既有の技術情報、および本活動期間中に本活動とは独立して本会員各々が取得した技術情報（以下、これらを総称して「固有成果」という）および当該固有成果に関する知的財産権は、本会員各々に帰属するものとする。
2. 本会員が、本活動の実施期間中、発明等を取得した場合には、速やかに乙に対して文書等

- にて当該内容を連絡するものとし、当該発明等の取り扱いについて乙に一任するものとする。
3. 本活動により得られた技術情報（以下「本成果」という）および当該本成果に関する知的財産権の帰属は、次のとおりとする。
    - (1) 本会員各々が単独で得た本成果（以下「単独成果」という）および当該単独成果に関する知的財産権については、本会員各々の単独所有とするものとする。
    - (2) 本会員同士が共同して得た本成果、または本会員各々より開示または提供された技術情報に基づき他の本会員各々が単独で得た本成果（以下「共同成果」という）ならびに当該共同成果に関する知的財産権については、本会員各々の共有とし、原則としてその権利の持分は、均等とするものとする。
    - (3) 本成果が単独成果または共同成果のいずれに該当するかにつき疑義がある場合には、本会員各々の貢献度を考慮し、本会員同士が別途協議のうえ上記各号のうちどちらの取り扱いとするかを決定するものとする。
  4. 共同成果の権利化のための、発明等の出願手続およびその他の特許権等取得ならびに維持および保全の手続は、本会員間で協議により定めた当事者が他方の当事者の協力を得て行い、当該手続に要する費用は本会員各々で均等に負担する。なお、単独成果の権利化のための諸手続は、当該単独成果を保有する当事者が自己の費用負担で行う。
  5. 共同成果および当該共同成果に関する知的財産権についての、第三者に対する譲渡ならびに実施権許諾の可否および可の場合の当該実施権許諾条件については、事前に本会員間で協議のうえ取り決めるものとする。
  - 6.

#### 第5条（成果の利用）

1. 本会員は、本活動期間中、本活動を実施する目的に限り、本会員各々の固有成果および単独成果について、お互い相手方からの承諾を要することなく自由に当該固有成果、当該単独成果および当該固有成果および当該単独成果にかかわる知的財産権を用いて、本会員各々に対してなんらの対価を支払うことなく自己の製品を製造し、開発委託し、使用し、販売その他処分をすることができるものとする。
2. 本会員は、本活動の終了後、共同成果については、本会員各々から承諾を要することなく自由に当該共同成果および当該共同成果にかかわる知的財産権を用いて、本会員各々に対してなんらの対価を支払うことなく自己の製品を製造し、製造委託し、使用し、販売その他処分をすることができるものとする。
3. 本会員は、本活動の終了後、単独成果については、本会員各々の書面による事前の承諾を得ることなしに、当該単独成果および当該単独成果にかかわる知的財産権を用いて、自己の製品を製造し、製造委託し、使用し、販売その他処分をすることができないものとする。なお、本会員が他の本会員（以下、他本会員という）の単独成果および当該単独成果にかかわる知的財産権の実施許諾を希望する場合には、当該本会員間で協議を行い実施許諾条件等について取り決めるものとする。
4. 本条第2項に係らず、共同成果の共有者が個人（以下、併せて丙という）の場合の当該共同成果については以下のように取り扱うものとする。
5. 丙は、第3条第3項第2号により本会員と共有する共同成果を得た場合には、当該本会員に対し、相当の期間を定めてその共同成果に係る知的財産権の持分につき、次に掲げるものの一を選択させるものとする。

##### （1）一 共有持分の譲渡

- 二 第三者への実施権の付与の禁止
- 三 第三者への実施権の付与の協議
- 四 第三者への実施権の付与の同意

- (2) 丙は、当該本会員が前項一を選択したときは、別に定める持分譲渡契約を締結する。
- (3) 丙は、当該本会員が第1項二を選択したときは、別に定める実施許諾契約を締結するものとする。当該契約には、丙が第三者に実施権を付与することができないことによる丙への補償及び本会員各々が実施した場合の丙の持分に関する実施料の支払い等を行うことについて定めるものとする。なお、丙の持分に応じた出願等費用は丙の負担とする。
- (4) 丙は、当該本会員が第1項三を選択し、協議した結果第1項二と同様の結果となったときは前項を準用する。なお、丙の第三者への実施許諾に当該本会員が同意するまでは、丙の持分に関する出願等費用は丙の負担とする。
- (5) 丙及び本会員各々の共有に係る知的財産権を第三者に実施許諾させた場合の実施料は、その実施許諾者の如何にかかわらず当該知的財産権に係る丙及び当該本会員の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。
- (6) なお、丙は丙が所属する法人等に対して丙が取得した知的財産権を譲渡したい場合には、当該知的財産権の取り扱いについて当該法人等と本会員間で協議のうえ取り決めるものとする。

#### 第6条（新たな改良発明についての取り扱い）

- 1. 本会員が共同成果をもとに新たな発明、創作をなした場合（以下、改良発明という）当該改良発明および当該改良発明に関する知的財産権については、本会員各々の単独所有とする。
- 2. 前項にしたがって改良発明をなした当事者は、共同成果の各々の共有者が当該改良発明の実施許諾を希望する場合には、当事者間にて協議を行い当該実施許諾条件について取り決めるものとする。

#### 第7条（本活動終了および退会時の措置）

本活動の過程で本会員が他の本会員から貸与等された機械、装置および材料はすべて、当該相手方の所有に属するものとし、当該本会員の合理的な要求のあった場合にはこれらを速やかに当該本会員に返還またはこれらを速やかに廃棄するものとする。

#### 第8条（本活動の変更、中止の場合の通知等）

本活動を継続し難い事由が生じ、本活動が中止の止むなきに至ったと乙にて判断する場合、乙は、直ちにその旨を書面にて本会員に通知し、乙および本会員間にて本活動の中止を本理事会にて決定するものとし、当該協議による中止に伴う措置については、乙および本会員間で誠意を持って協議・決定するものとする。

#### 第9条（第三者との関係）

本会員は、本活動のそれぞれの分担業務についての全部または一部を相手方の書面による事前の承諾なしに、他の第三者に委託してはならない。

#### 第 10 条 (保証)

1. 本会員は、本覚書を締結する資格があることを乙に対して保証するものとする。
2. 本会員は、本会員が本覚書の締結以前に既に締結した第三者との契約条件における権利または義務に違反していないことを乙に対して保証するものとする。

#### 第 11 条 (秘密保持)

1. 本会員は、本覚書における義務の遂行または本活動の過程において、他本会員から秘密である旨を明示の上開示されまたは提供を受けた情報およびその他本覚書もしくは本活動に関連して知り得た他本会員の技術上、営業上の秘密情報(以下、「秘密情報」といい、秘密情報を開示または提供した当事者を「開示者」、秘密情報を開示または提供された当事者を「被開示者」という)を相手方の事前の書面承諾なしに第三者に漏らしてはならない。口頭で開示された情報については、開示者が 30 日(最大 60 日)以内にその内容を書面にまとめ、被開示者に交付したものを秘密情報とし、第 3 条第 2 項に基づき開示または提供される技術情報も秘密情報に含まれるものとする。ただし、被開示者が次の各号のいずれかに該当する情報であることを立証し得るものは、この限りでない。
  - (1) 開示または提供された時に既に公知または公用となっていた情報。
  - (2) 開示または提供された後に自己の責に帰すべからざる事由により公知または公用となった情報。
  - (3) 開示または提供された時に既に自ら所有していた情報。
  - (4) 開示または提供された後に被開示者が第三者より秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報。
  - (5) 開示または提供された後に被開示者が開示者より開示または提供された情報によらず独自に創出した情報。
  - (6) 管轄官公庁の要求または法令に基づき開示される情報。
2. 本会員は、本活動の内容も、前項の秘密情報として取り扱うものとする。
3. 本条の定めは、本覚書終了後も 5 年間有効(3 - 5 年)とする。

#### 第 12 条 (本覚書の解約)

1. 乙は、本会員が次の第 1 号に該当した場合は、本会員に書面にてその旨を通知し当該通知後 30 日以内に事態が修復しないとき、または当該本会員が第 2 号から第 6 号までのいずれかに該当した場合は、当該本会員への書面通知をもって直ちに、本覚書を解約することができる。
  - (1) 本覚書に違反したとき、または正当な理由なく自己の分担する本活動の業務を遂行しないとき。
  - (2) 手形または小切手が不渡りとなり支払停止の状態になったとき。
  - (3) 会社整理、特別清算、会社更生手続、民事再生手続の開始の申立または破産の申立の事実が生じたとき。
  - (4) 営業譲渡、買収、合併等により、本覚書における本会員資格が著しく変化をしたことにより、本小部会に参加することが困難な状況に陥ったとき。
  - (5) 第 7 条の規定に従い本活動が中止になった場合。
  - (6) 第 11 条の規定に違反した場合。

2. 本条第1項に基づき本覚書が止む無き事由で解約されることに到った場合には、解約当事者は、解約により自己の被った通常生ずべき損害（特別損害、逸失利益を除く）の賠償を他方の当事者に対して請求できるものとする。

#### 第13条（有効期間）

1. 本覚書は、200年 月 日に発効し、前条に基づき早期に終了する場合を除き別途定められた本小部会における本活動の完了日をもって満了するものとする。
2. 本条第1項の定めにもかかわらず、本覚書の第4条（成果等の帰属と取り扱い）、第5条（成果の利用）、第6条（新たな改良発明についての取り扱い）、第11条（秘密保持）、第12条（本覚書の解約）、本条本項、第14条（権利および義務の譲渡）、第16条（合意管轄）および第17条（協議解決）の各規定については、本覚書がその事由の如何をとわず効力を失ったときでも、なおも効力を有するものとする。

#### 第14条（権利および義務の譲渡）

本会員は、事前に相手方の書面による同意なしに、本覚書ならびに本覚書に基づく権利および義務の全部または一部を第三者に譲渡しまたは承継させてはならない。

#### 第15条（完全合意その他）

1. 本覚書は、本活動およびそれに関連する事項について、甲乙間の合意のすべてを定めたものであり、書面によるか口頭によるかを問わず、本覚書の締結・発効前に甲乙員間でなされた一切の合意に優先するものとする。
2. 本覚書の変更は、甲および乙の正当な権限を有する者が記名押印した書面によってのみ行われるものとする。

#### 第16条（合意管轄）

本覚書に関連して生じた甲乙間の紛争の解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第17条（協議解決）

本覚書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえこれを決定または解決する。本覚書の成立を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

200 年 月 日

甲：

乙：